

北上市議会業務継続計画
(議会 BCP)

令和8年3月5日改訂

目次

第1章 災害時における議会对応の基本原則……………	2
1 目的……………	2
2 BCP 発動基準……………	2
3 議会運営体制の基本方針……………	2
4 議会災害対策会議……………	3
5 安否確認及び連絡手段……………	3
6 BCP 訓練……………	3
7 計画の見直し……………	3
第2章 災害時における議会の具体的対応……………	4
1 初動期(発災直後～24時間)……………	4
2 応急期(初動期経過～発災から概ね3日)……………	5
3 復旧期(発災から概ね4日以降)……………	5
第3章 感染症に係る議会としての対応……………	10
第4章 国民保護に係る緊急事態への議会としての対応……	11

第1章 災害時における議会对応の基本原則

1 目的

本計画は、大規模災害、感染症の流行その他の非常事態において、市議会が議決機関としての機能を継続し、または早期に回復させることにより、市民生活の安定及び市政の適切な運営に寄与することを目的とする。

2 BCP 発動基準

本計画は、次に掲げる事象により、議会の通常運営が困難となる場合を想定する。

市災害対策本部が設置されたとき	※市災害対策本部配備基準 1 次の情報のいずれかが発表され、相当規模の災害が発生するおそれがあるとき (1) 気象警報 (2) 洪水警報 (3) 台風の接近等に伴う、関係機関からの通知・助言 2 大規模な火災や爆発等による相当規模の災害が発生するおそれがあるとき 3 市内で震度5強以上の地震が発生したとき 4 その他本部長が特に必要と認めたとき
感染症の大規模流行	国により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたとき
その他	その他議長が特に必要と認めたとき

3 議会運営体制の基本方針

- ① 議会開会中に非常事態が発生した場合は、議長の議事整理権限により、迅速な中断、延会等を判断し、議会の安全及び秩序の確保を最優先とする。
- ② 議会休会中に非常事態が発生した場合は、議長は、直近に予定されている会議の開催可否(開催または延期)について適切に判断するとともに、必要に応じて臨時会招集の要否及び時期を判断する。

4 議会災害対策会議

- ① 本計画が発動された場合、議長は、必要に応じて議会災害対策会議を設置することができる。
- ② 議会災害対策会議は、議長、副議長及び議会運営委員会の構成議員をもって構成する。
- ③ 議会災害対策会議の事務統括は、議会事務局長が担う。議会事務局体制は、議会議務局長、議事課長、議事課長補佐で初動対応にあたることとし、代替要員を事前に指定する。
- ④ 議会災害対策会議の所掌事項は、次のとおりとする。
 - (ア) 市災害対策本部から災害情報の報告を受け、議員へ情報提供を行うこと
 - (イ) 被災情報を収集・整理し、市災害対策本部へ提供を行うこと
 - (ウ) 市からの依頼事項についての対応に関すること
 - (エ) 市本部への要望及び提言を行うこと
 - (オ) その他、議長が必要と認める事項に関すること
- ⑤ 災害発生時における市災害対策本部への情報提供および要望については、原則として災害対策会議において情報を集約し、緊急度及び重要度を踏まえたうえで、議会として行うものとする。ただし、人命に関わるなど緊急を要する場合は、この限りではない。

5 安否確認及び連絡手段

主たる連絡手段はロゴチャットとし、通信障害等により主たる手段が使用できない場合は、電子メールや電話等の代替手段を柔軟に活用する。

6 BCP 訓練

本計画の実効性を確保するため、議員及び議会事務局職員を対象として、災害発生を想定した訓練を年1回実施する。

7 計画の見直し

本計画は、次の場合に見直しを行う。

- ① 災害対応の実績を踏まえる必要がある場合
- ② 社会情勢又は制度の変化があった場合

第2章 災害時における議会の具体的対応

1 初動期(発災直後～24時間)

- ① 会議期間中(本会議・委員会開催中)の対応 ⇒ フロー図1 (P6)
 - 本会議(委員会)休憩、中断【議長(委員長)】
 - 傍聴者及び来庁者の安全確保、避難誘導【事務局】
 - 情報収集及び議長への報告【事務局】
 - 議事継続又は延会の判断【議長】
 - 会期日程の取扱いの協議
 - 災害対策会議の設置【議長】

- ② 会議期間中(夜間・休会日)の対応 ⇒ フロー図2 (P7)
 - 議員の安否確認【事務局】
 - 来庁者の安全確保【事務局】
 - 情報収集及び正副議長への報告【事務局】
 - 会期日程の取扱いの協議
 - 災害対策会議の設置【議長】
 - 地域における被災者の安全確保等【議員】

- ③ 休会中(委員会開催中)の対応 ⇒ フロー図3 (P8)
 - 委員会休憩、中断【委員長】
 - 傍聴者及び来庁者の安全確保、避難誘導【事務局】
 - 議事継続又は散会の判断【委員長】
 - 情報収集及び正副議長への報告【事務局】
 - 災害対策会議の設置【議長】

- ④ 議会閉会中(委員会開催なし・夜間・休日含む)の対応 ⇒ フロー図4 (P9)
 - 議員の安否確認【事務局】
 - 来庁者の安全確保【事務局】
 - 情報収集及び正副議長への報告【事務局】
 - 災害対策会議の設置【議長】
 - 地域における被災者の安全確保等【議員】

2 応急期(初動期経過～発災から概ね3日)

① 議会(又は議長)の対応

- (未整理の場合)会期日程の取扱いの協議
- (委員会等を開催する場合)オンラインを活用した開催も含め判断
⇒北上市会議規則、北上市議会オンライン会議運用要領

※以下、災害対策会議を設置した場合

- 災害対策本部からの情報を議員へ周知
- 議員から得た地域の災害情報を市対策本部へ提供

② 議員の対応

- 地域での情報収集、復旧支援(地域住民としての活動)
- (災害対策会議からの招集があった場合)参集

③ 議会事務局の対応

- 市当局との情報交換
- 議長、副議長への情報提供
- 市職員としての災害対策業務(市BCPに定める業務)

3 復旧期(発災から概ね4日以降)

① 議会(又は議長)の対応

- (未整理の場合)会期日程の取扱いの協議
- (委員会等を開催する場合)オンラインを活用した開催も含め判断
⇒北上市会議規則、北上市議会オンライン会議運用要領

※以下、災害対策会議を設置した場合

- 市からの依頼事項についての対応に関すること
- 市本部への要望及び提言を行うこと

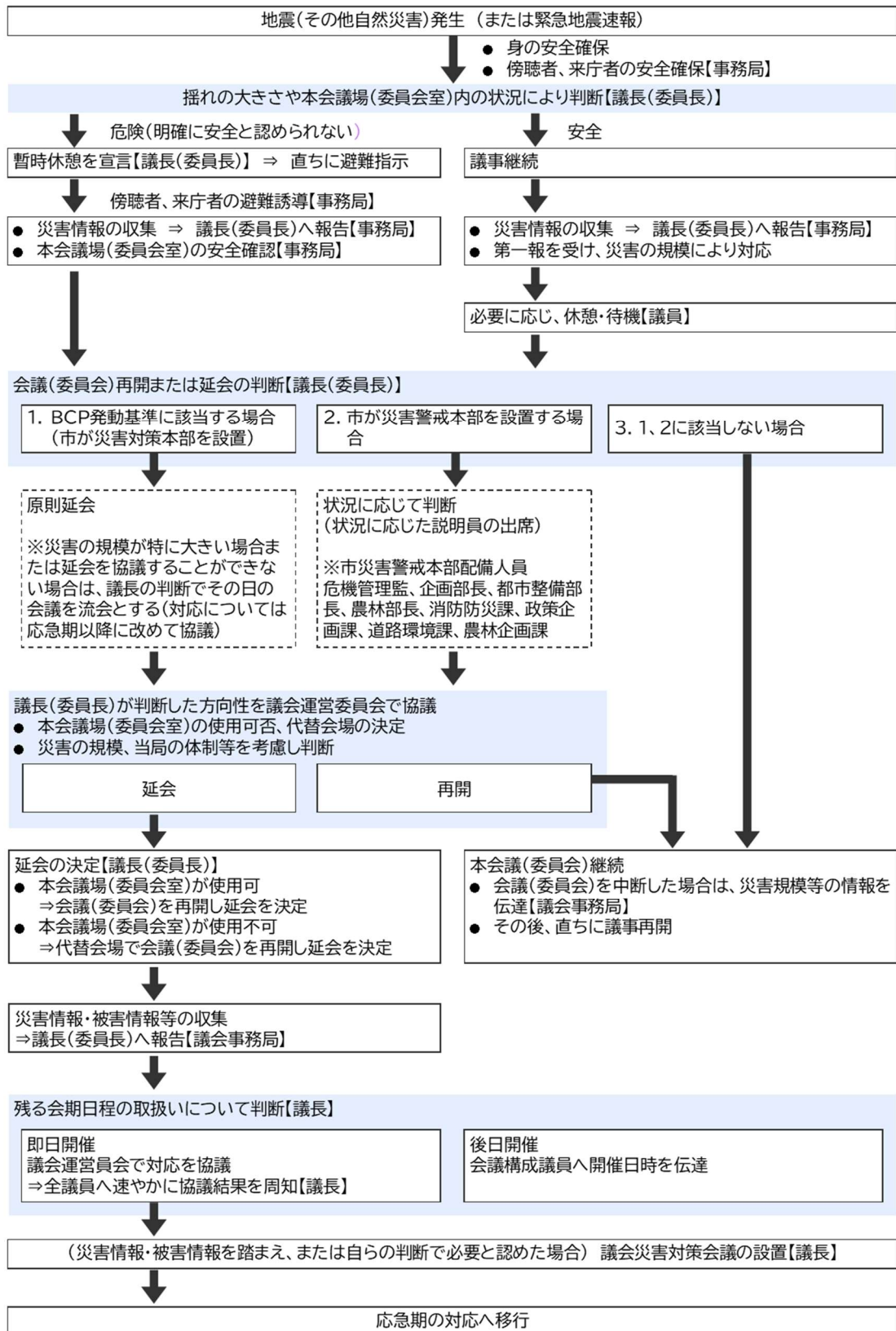
② 議員の対応

- 応急期の対応を継続

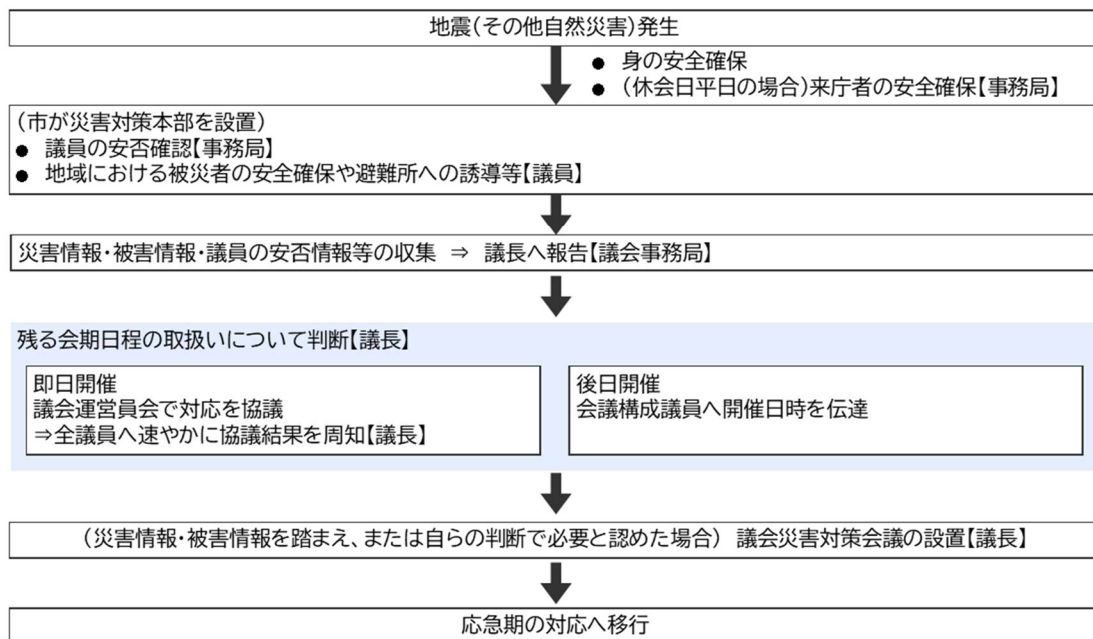
③ 議会事務局の対応

- 応急期の対応を継続

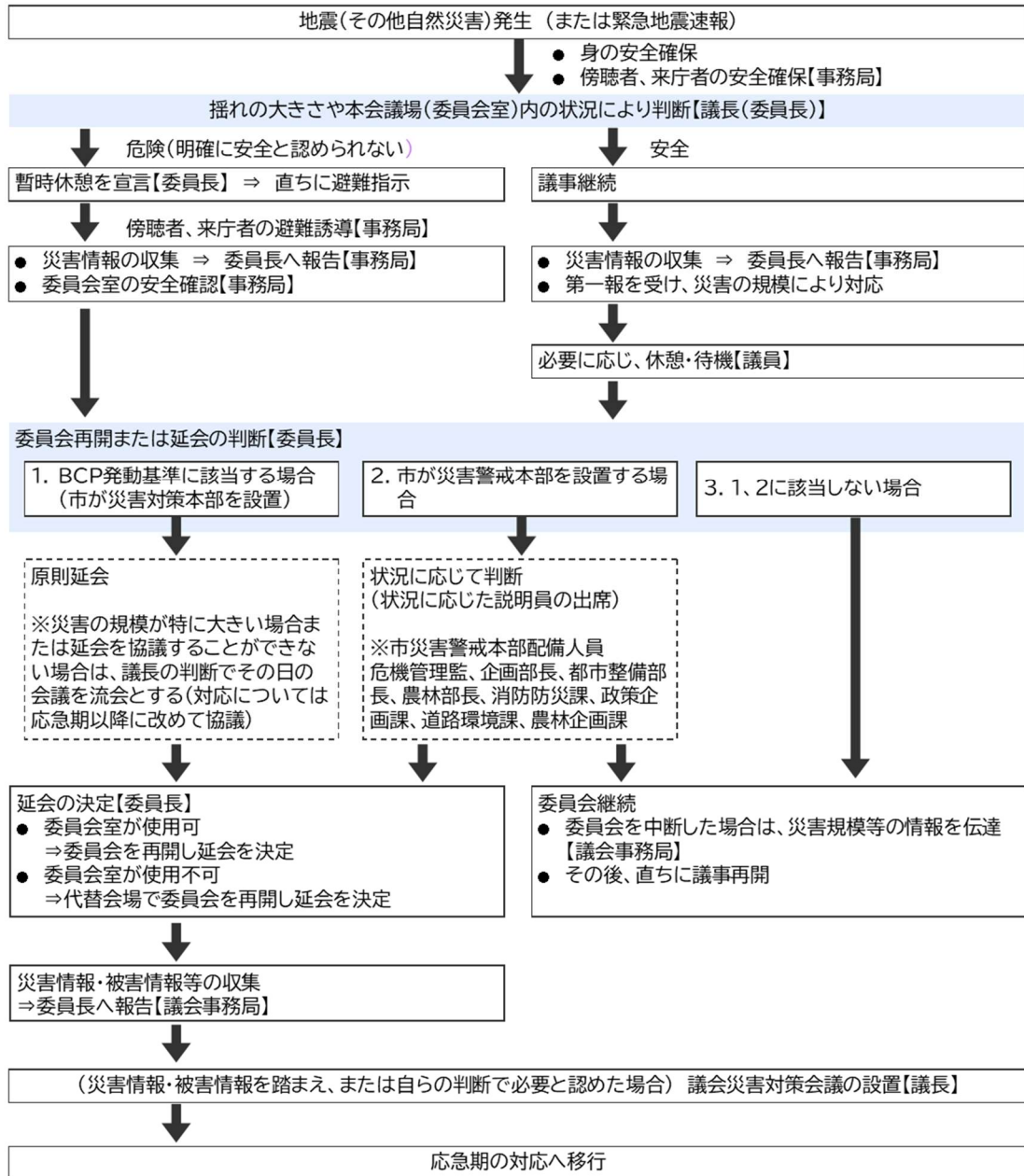
フロー図 1 会議期間中(本会議・委員会開催中)



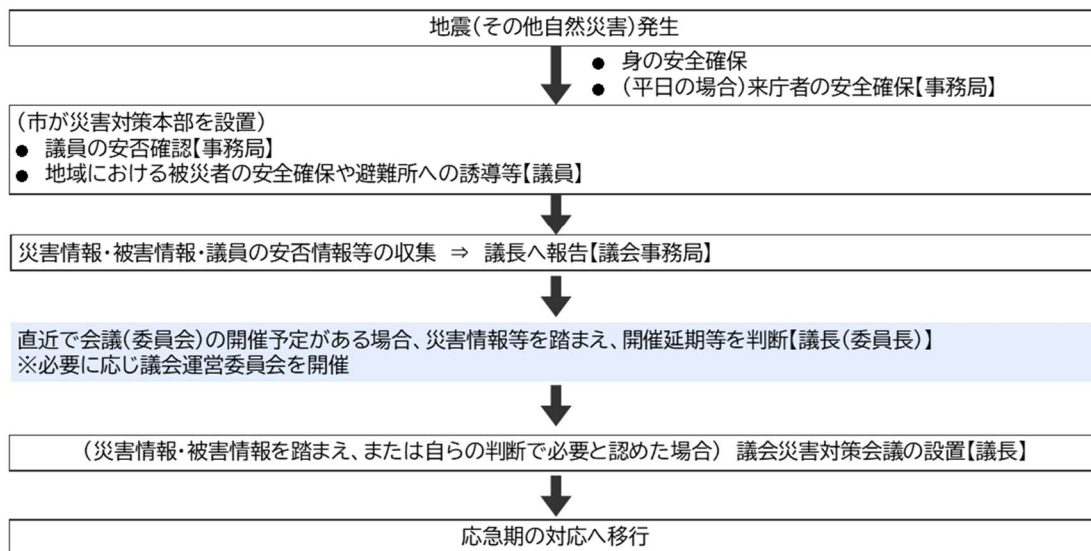
フロー図 2 会議期間中(夜間・休会日)



フロー図 3 休会中(委員会開催中)



フロー図 4 議会閉会中(委員会開催なし・夜間・休日含む)



第3章 感染症に係る議会としての対応

① 議会(又は議長)の対応

- 本会議・委員会等の開催可否、運営、傍聴の取り扱い等について、議会運営委員会で適宜対応を協議
 - (委員会等を開催する場合)オンラインを活用した開催も含め判断
⇒北上市議会会議規則、北上市議会オンライン会議運用要領
- ※以下、災害対策会議を設置した場合
- 市内の感染状況、国・県の動向等について当局から報告を受け、議員へ周知

② 議員の対応

- 自身(家族)の健康状態を継続的に把握
- 外出にあたっては、国・県・市の要請等を尊重して行動
- (自身(家族)の感染等が判明した場合)保健所等の指示に従い行動

③ 議会事務局の対応

- 議員・事務局職員の健康状態を確認
- (議員・事務局職員に感染者が出た場合)行動歴を確認し、必要な箇所を消毒
- 市当局からの感染情報等を収集し、必要に応じて議長(議員)に伝達

第4章 国民保護に係る緊急事態への議会としての対応

岩手県に弾道ミサイルの発射等によるJ-アラートが発令された場合は、時間帯や状況を問わず、各自の身の安全を確保することを優先する。

① 本会議・委員会開催中の場合

- 議長(委員長)は、J-アラートの発令を覚知した場合、直ちに本会議(委員会)を休憩し、出席者及び傍聴者に対して、身の安全を確保するよう指示する。
- 議会事務局長は、安全を確認したのち、情報収集を行い、議長(委員長)へ報告する。
- 議長(委員長)は、報告を踏まえて会議(委員会)の継続について判断する。

② ①以外の場合

- 議会事務局は、J-アラートが発令され、議事堂内に来庁者がいる場合は、速やかに避難行動を促す。
- 議会事務局は、安全を確認したのち、情報収集を行い、議長及び副議長へ報告する。
- 議長及び副議長は、報告を踏まえて今後の対応を決定する。

<参考>

弾道ミサイル飛来時の避難行動（内閣官房 国民保護ポータルサイトより）

○ 屋内にいる場合

その場で安全を確保し、窓から離れる、または窓がない部屋へ

○ 屋外にいる場合

近くの建物の中、または地下へ

近くに建物がない場合は、物陰に身を隠す、または地面に伏せ頭部を守る

資料

改訂の経過

令和2年2月13日	策定
令和7年12月4日	各派代表者会(災害時の情報伝達について協議)
令和7年12月19日	災害時・緊急時に備えたロゴチャット講習会
令和8年1月27日	議会運営委員会(BCP改訂の趣旨を説明)
令和8年1月30日	各派代表者会(ロゴチャットの運用方針を確認)
令和8年2月16日	議会運営委員会(改訂BCPの内容協議)
令和8年3月5日	議長決裁(決定)